会津若松市総合計画審議会

委嘱状交付式及び第１回審議会

と　き　令和７年 10 月 28 日（火）　午後１時 30 分から
ところ　会津若松市役所本庁舎１階　市民ホール

－　次　第　－

１　開　会

２　委嘱状交付

３　市長あいさつ

４　正副会長選出

５　諮　問

６　議　事

⑴　会津若松市総合計画審議会について

⑵　会津若松市総合計画について

⑶　次期総合計画の策定に向けたこれまでの取組状況と
今後の予定について

⑷　その他

７　閉　会

○会津若松市総合計画審議会条例

昭和40年10月14日
会津若松市条例第38号

（目的）

第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設け、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（昭45条例1・一部改正）

（所掌事務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の調整その他その実施に関し、必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

（昭45条例1・一部改正）

（組織）

第3条　審議会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　市政に関心を持つ市民
(2)　各種団体の代表者
(3)　学識経験者
(4)　関係行政機関の職員

（平11条例4・一部改正）

（任期）

第4条　委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第2号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失つたときは委員の職を失う。

3　委員は、非常勤とする。

（昭45条例1、平11条例4・一部改正）

（会長及び副会長）

第5条　審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（雑則）

第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

（平11条例4・旧8条繰上）

附　則

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和40年3月29日から適用する。

2　会津若松市建設審議会条例（昭和31年条例第35号）は、廃止する。

附　則（昭和43年11月27日条例第33号）

この条例は、昭和43年12月1日から施行する。

附　則（昭和45年3月31日条例第1号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例施行の際、現に委員であつた者の任期は、改正後の条例の規定による任期とみなす。

附　則（昭和47年9月30日条例第24号）

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附　則（昭和51年10月4日条例第17号抄）

（施行期日）

1　この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附　則（平成11年3月31日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。